農家の皆さんへ

農業用廃プラスチックを回収いたします

廃プラを運搬するときの注意点

産業廃棄物収集運搬車に係る表示及び書面の備え付けについて

平成17年4月1日より「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の施行令が改正され排出処理事業者である農家も産廃を積載し公道を運行する際は下記の内容で車両に表示及び書面の備え付け（携帯）が義務づけられております。

搬入の際には裏面の「廃プラ運搬車の車両表示」に名前を記入し、透明ビニール等に入れ車両の両サイドにテープ等で貼り付けて下さい。また、「産業廃棄物を運搬する車両に備え付け（携帯）する書面」に必要事項を記入し、運搬時に携行して下さい。

1．回収日時及び回収場所（※12時～13時は受付いたしません）

回収日時	回収場所
令和８年12月２日(水) 9:00～12:00・13:00～15:00まで	①ＪＡいわて平泉　東部園芸センター ②ＪＡいわて平泉　南部園芸センター
令和８年12月５日(土) 9:00～12:00・13:00～15:00まで	①ＪＡいわて平泉　一関営農経済センター ②ＪＡいわて平泉　花泉営農経済センター ③ＪＡいわて平泉　旧平泉ライスセンター

★来場する時間帯によっては、荷下ろしまで相当の待ち時間が発生する場合があります。

2．回収時に提出するもの

・このチラシの裏面にある「農業用廃プラスチック回収委任状兼貯金口座振替依頼書」に必要事項を記入し、回収場所へ提出して下さい。
・貯金口座振替依頼書には、処理料金を振替するいわて平泉農協の口座番号を記入して下さい。

3．回収時の注意点

回収資源は、「再生原料」として加工されますので以下の点に注意して下さい。

①塩ビ・ポリエチレン・牧草用ラップフィルム・その他の分類毎に荷造りして下さい。
②塩ビとポリエチレンは絶対に混ぜないで下さい。
③肥料袋にマルチなどが詰めてあるものは回収できません。
④シート類に付いたハトメなどの金具は取り除かず、そのまま梱包して下さい。（ただし、ハトメに付いたひもは外して下さい。）



分別されていない



混ぜないで下さい

使用済み農業用プラスチックは事業者（農業者）の責任で適正処理する必要があります。
野焼きや不法投棄はやめましょう。

一関地方農林業振興協議会　園芸特産部会
〈お問い合わせ先〉 JAいわて平泉 営農振興課 TEL：34−4001　各営農経済センター
一関市 農林部生産流通課 TEL：21−8427　平泉町 農林振興課 TEL：46−5564

4．荷姿及び処理料金

処理料金は概算単価のため変更になる場合があります。

回収できるものと荷造り方法（※一人で持ち運べる大きさに梱包する）			概算単価（税込）
①ポリエチレン	肥料袋	肥料袋は１枚ずつ重ねて（50枚以下）梱包する。（袋の中に詰めない。）	77円/kg
	育苗箱	育苗箱は10枚ずつ左右をビニールヒモで梱包する。	
	ポリエチレンフィルム（透明・色付）	 ポリエチレン・マルチフィルムは、同素材のヒモか端材で十字に縛る。（袋の中に詰めない。）	77円/kg 汚損・劣化あり 150円/kg（③扱い）
	マルチフィルム		
	牧草用ラップシート	  一人で持ち運べる大きさに梱包しましょう	
②農ビ・ハウス用ビニール		金具は取り除かなくてよいが、ハウスバンド類が付いている場合は取り外す。同材質のヒモか端材で縛る。（劣化が激しい場合は分けて縛る。）	77円/kg
③その他	・畦波シート　・潅水チューブ ・ブルーシート　・もみ袋 ・糸入り被覆材　・ネット類 ・農薬ポリ容器　・マイカ線 ・ひも類（種類ごとに分けて） ・プランター類（同種類で梱包） ・パオパオ	農薬ポリ容器の出し方 ① 内部を徹底的に水洗いする ▶ ② ラベルを完全にはがし二つに切る（胴切り） ▶ ③ キャップと本体をバラのまま透明な袋に入れる 	150円/kg
	・塩化ビニール管	1m以内に切って束ねる	

回収できないもの

上記のもの以外は受付できないため、お返しすることになりますので、ご了承願います。
例えば ・波板被覆材 ・建築資材 ・肥料袋の中に、肥料袋やマルチを詰めたもの ・汚れが酷いもの など

★梱包は、ビニールヒモか同素材のヒモでお願いします。
★ポリエチレン、塩化ビニールはリサイクルを前提とした単価となっており、素材や汚損度合いなどにより、回収業者が「その他」に分類する場合がありますので、搬入時にご確認をお願いします。
★当協議会では、インボイス制度に基づく登録番号を記載した「適格請求書」は発行できませんので、あらかじめご了承をお願いします。

廃プラ運搬車の車両表示

産業廃棄物収集運搬車

氏名

※1）車両の両サイドに透明ビニール等に入れテープ等で貼り付けること。排出者名（氏名）の文字は3cm以上で記載すること。（丸枠いっぱいに記載してください。）
2）回収場所への運搬や、ほ場から収納場所（納屋等）への運搬時にも、車体両側への表示及び書面の備え付け（携帯）が必要となります。

運搬時に車両に必ず表示

廃プラ運搬車の車両表示

産業廃棄物収集運搬車

氏名

※1）車両の両サイドに透明ビニール等に入れテープ等で貼り付けること。排出者名（氏名）の文字は3cm以上で記載すること。（丸枠いっぱいに記載してください。）
2）回収場所への運搬や、ほ場から収納場所（納屋等）への運搬時にも、車体両側への表示及び書面の備え付け（携帯）が必要となります。

運搬時に車両に必ず表示

農業用廃プラスチック回収委任状兼貯金口座振替依頼書

委　任　状

私は、一関地方農林業振興協議会園芸特産部会を代理人と定め、適格請求書が発行できないことを了承し、下記の産業廃棄物に関する権限を委任いたします。

記

1．産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者との委任契約に関する権限
2．産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付事務に関する権限

令和８年　　月　　日

住　所：岩手県＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　㊞

【処理料金のお支払方法】どちらかに○をご記入下さい(請求書は後日)。	
	1.貴いわて平泉農業協同組合口座より振替(下記へ記入・押印して下さい)。
	2.指定口座へ振込(別途、振込手数料がかかります)。

貯金口座振替依頼書

いわて平泉農業協同組合　御中　CIF・組合員 CD 等

納入義務者		
	住　所	岩手県
	フリガナ	
	氏　名	㊞
	電話番号	０１９１－

私は、一関地方農林業振興協議会園芸特産部会と振替依頼先が予め契約した口座振込について、次の貯金口座から振替によって納入したいので、下記事項を確約のうえ依頼します。

記

指定貯金口座					
	いわて平泉農協	支店	貯金種目（○で囲む）	口座番号	
			１．普通　２．当座		
	フリガナ		お届け印	㊞	
	氏名				

口座振替を依頼する種類
農業用廃プラスチック適正処理に係る処理料金及び運搬料金に関する振替取引

貯金口座振替規定

1．私が納入すべき振替依頼があった時は、私に通知することなく振替明細等記載の金額を貯金口座から払出しの上納付して下さい。
2．私が私名義以外の貯金口座から引落しをする依頼書を提出した場合は、貯金口座名義人の承諾を得ておりますので名義人に通知することなく、貯金口座依頼書のとおり名義人の貯金口座から引落して下さい。
3．貯金の払出しについては、貯金通帳にかかわらず、小切手の振出し、または預金通帳及び貯金払戻請求書の提出はいたしませんから、貴組合の所定の方法で処理して下さい。
4．貯金口座の残高が振替日において、振替依頼金額に満たないときは、私に通知することなく振替明細書等を返却されても差し支えありません。
5．事務処理上の都合により振替日が変更された場合には、その変更された日に引落しされても差し支えありません。
6．当方の都合により、この取扱いを変更・解約するときは、貴組合に届出します。
7．この契約は、貴組合が必要と認めた場合には、私に通知することなく解除されても異議はありません。
8．この口座振替について、仮に疑義が生じても貴組合の責によるものを除き、貴組合には迷惑をかけません。

キ　リ　ト　リ

「産業廃棄物を運搬する車両に備え付け(携帯)する書面」

◆排出事業者（農業者）

氏名又は名称＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

◆産業廃棄物の種類・数量

農業用廃プラスチック＿＿＿＿＿kg

◆積載日（該当する日に☑印を付ける）

□令和 8 年 12月 2 日(水)
□令和 8 年 12月 5 日(土)

◆積載した事業場

氏名又は名称　上記排出事業者自宅・上記排出事業者所有ほ場　←いずれか該当するものに○印をつける

所　在　地＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連　絡　先　ＴＥＬ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

◆運搬先の事業場該当するものに☑印を付ける

名　称	所在地
□一関営農経済センター	〒021-0002　一関市中里字上大林157-1
□花泉営農経済センター	〒029-3101　一関市花泉町花泉字天神前1
□旧平泉ライスセンター	〒029-4102　平泉町平泉字片岡46
□東部園芸センター	〒029-0523　一関市大東町摺沢字菅生前61-4
□南部園芸センター	〒029-3401　一関市藤沢町増沢字日当77-1

キ　リ　ト　リ

（記載例）　農業用廃プラスチック回収委任状兼貯金口座振替依頼書

委　任　状

私は、一関地方農林業振興協議会園芸特産部会を代理人と定め、適格請求書が発行できないことを了承し、下記の産業廃棄物に関する権限を委任いたします。

記

1．産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者との委任契約に関する権限
2．産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付事務に関する権限

令和８年 **12**月**5**日

住　所：**岩手県　一関市　中里字上大林１５７－１**

氏　名：**磐　井　太　郎**　㊞　（押印漏れ注意）

○	【処理料金のお支払方法】どちらかに○をご記入下さい(請求書は後日)。
	1.貴いわて平泉農業協同組合口座より振替(下記へ記入・押印して下さい)。
	2.指定口座へ振込(別途、振込手数料がかかります)。

貯金口座振替依頼書

いわて平泉農業協同組合　御中　CIF・組合員 CD 等

納入義務者		
	住　所	**岩手県一関市中里字上大林１５７－１**
	フリガナ	**イ　ワ　イ　　タ　ロ　ウ**
	氏　名	**磐　井　太　郎**　㊞（押印漏れ注意）
	電話番号	**0191－23－5100**

処理料金を振替えする口座を記入して下さい

私は、一関地方農林業振興協議会園芸特産部会と振替依頼先が予め契約した口座振込について、次の貯金口座から振替によって納入したいので、下記事項を確約のうえ依頼します。

記

指定貯金口座					
	いわて平泉農協	**一関中央** 支店	貯金種目（○で囲む）	口座番号	
			１．普通　２．当座	**1 2 3 4 5 6 7**	
	フリガナ	**イ　ワ　イ　　タ　ロ　ウ**	お届け印	**太磐郎井**　㊞（通帳印を押印して下さい）	
	氏名	**磐　井　太　郎**			

口座振替を依頼する種類
農業用廃プラスチック適正処理に係る処理料金及び運搬料金に関する振替取引

注　意　事　項

1．委任状は法令上、必須事項となりますので必ずご記入下さい。
2．貯金口座振替依頼書は、処理料金を口座振替依頼の方は記入事項となります。口座番号確認の上、通帳印を押印して下さい。

（記載例）

「産業廃棄物を運搬する車両に備え付け(携帯)する書面」

◆排出事業者（農業者）

氏名又は名称　**磐　井　太　郎**

住　　所　**一関市中里字上大林 157-1**

◆産業廃棄物の種類・数量

農業用廃プラスチック　**１００**　kg

◆積載日（該当する日に☑印を付ける）

□令和 8 年 12月 2 日(水)
☑令和 8 年 12月 5 日(土)

◆積載した事業場

氏名又は名称　上記排出事業者自宅・上記排出事業者所有ほ場　←いずれか該当するものに○印をつける

所　在　地　※排出事業者自宅であれば「上記排出事業者の住所と同じ」と記載。ほ場であれば地番を記載

連　絡　先　ＴＥＬ　**２３－５１００**

◆運搬先の事業場該当するものに☑印を付ける

名　称	所在地
☑一関営農経済センター	〒021-0002　一関市中里字上大林157-1
□花泉営農経済センター	〒029-3101　一関市花泉町花泉字天神前1
□旧平泉ライスセンター	〒029-4102　平泉町平泉字片岡46
□東部園芸センター	〒029-0523　一関市大東町摺沢字菅生前61-4
□南部園芸センター	〒029-3401　一関市藤沢町増沢字日当77-1